

経済と経営 54-1 (2024.3)

〈研究ノート〉

ナポレオン体制下におけるフランス銀行の
株式銀行機能に関する一考察

武田 佑太

はじめに

1800年に発券銀行として設立されたフランス銀行(Banque de France)は、A. プレッシが指摘しているように複雑な性格を有してきたことで知られる。まず、株式銀行としての同行の株主総会が、上位200名の株主により構成されていた点は、当時の世論において、「金融寡頭制」として少なからず問題とされていた。他方で、こうした世論は、フランス国民が同行による公的機能の遂行を期待していたことの表れでもあったと見なすことができる。しかし、同行の公的機能は、観念上の存在に留まっていたわけではなく、制度上の特徴でもあった。同行は創立時より既に、「公的銀行」(Banque publique)として見なされ、公的機能を保証する様々な制度が、基本定款にも存在していたからである。また、上位200名の株主は、利益の最大化を目指す、いわゆる投資家によってのみ構成されていたわけではなく、そこには、ナポレオン1世をはじめ、財務大臣など公職に就く者も少なからず名を連ねていた。したがって、同行の株式銀行機能と公的機能は、それぞれ分化した状態で存在していたわけではなく、互いが入り混じる状態にあったと仮定することができる。

従来、フランス銀行の株式銀行機能については、近代における同行の性格を、端的に株式銀行として位置づける研究や¹、第一次大戦前までの恐慌時において、同行の配当が増加している事実を基に、同行の株式銀行機能を強調する研究があるが²、この株式銀行機能自体の実態がどのようなものであったかを明らかにした上で、その特徴を改めて検討する必要がある。

以上を念頭に、本稿では、フランス銀行株主総会年次報告書(以下、報告書)を検討していく³。各年の報告書は、およそ30頁から60頁の分量からなり、営業成績の報告のあり方には、各年により相違があり、統計として統一的に整理するには少なからず困難が伴うが、同行を取り巻く営業環境やパフォーマンスの概要を知る上で、少なからず史料価値を有している。同行に関する歴史研究では、同行のパフォーマンスに関する報告書上の様々な統計が利用されているが、統計以外の文言については、詳細に分析されているわけではない⁴。しかし報告書上の文言は、営業成績のみな

1 権上康男「中央銀行を統治したのは誰か(1870-1980年)―フランス中央銀行史研究の現場から―」『エコノミア』第55巻、第1号、2004年5月、17-31頁。

2 Flandreau (Marc), "Pillars of Globalization: A history of monetary policy targets, 1797-1997", Paper prepared for the Fourth ECB Central Banking Conference, Revised Draft: November 2, 2006.

3 Banque de France, *Assemblée générale des actionnaires de la Banque de France. Compte rendu au nom de la régence et rapport de MM. les censeurs*, Imprimerie de la Banque de France.

4 フランス銀行の株主の特徴については、A. プレッシ氏(Alain Plessis)により、第二帝政期に関して極めて詳細な研究が残されている。Plessis (Alain), *La Banque de France et ses deux cents actionnaires sous le Second Empire*, Librairie Droz, 1982.

らず、同行が公的機能をどの程度、また、どのように果たしたかを公に知らせる意図を有していることから、公表される統計上のパフォーマンスが持つ意味を探る上で有用である。

以下では、フランス銀行の創立期に当たる 1800 年から 1814 年までのナポレオン体制下の報告書を検討していく。歴史研究ではよく知られているように、この体制は、ナポレオン 1 世がフランス革命の遺産を受け継ぎ、国民国家の形成を促した存在として位置づけられている。こうした歴史的性格は、フランス銀行のあり方にも少なからず影響していたと考えられる。

1 資本金の形成と営業規模拡大における公的性格

1800 年設立時の報告書には、株主総会におけるフランス銀行総裁の発言が記録されている⁵。そこではまず、同行の設立経緯が述べられている。設立の手筈を整えることを任せられた理事たちは、同行の資本金の形成に関与し、政府に報告することを義務付けられていたことが、冒頭で述べられる。募集形式については、純粋な公募の形ではなく、政府の任命により職に就いた理事たちが、財務大臣へ嘆願書を送ることにより、政府が資本金の形成に関与することを求める形が採られ、県徴税官が提供する供託金 (cautionnements) のうち半額の資金が、政令 (arrêté) により、同行の資本金に投じられた経緯が述べられている。資本金はまた、財務大臣と理事たちの協定により、国庫によって、同行が買入れる「国債」(obligations) の形で払い込まれている。さらに、この形とは別に、5,000,000 フランが、償還金庫の名義で応募された 5,000 株式として、同行に払い込まれ、また、統領政府の措置により、「国営富くじ金庫」(caisse des réserves de la loterie nationale) が有する資金が、フランス銀行に払い込まれた。なお、富くじ金庫による支援措置と引き換えに、同行は、地方における富くじ購入代金の回収業務を担っている。報告書によると、この業務により、国内の主要都市との関係構築とその拡大・整備が可能となったとされる⁶。

平行して、営業規模の拡大措置が講じられている。同行の設立当初、「当座勘定金庫」(caisse des comptes courants) が、フランス銀行と競合する存在であったが、「当地の信用を混乱させる懸念」から、同行の理事たちは、両機関の統合を遂行した⁷。このような統合の動機と、資本金の形成に関する上記の経緯を踏まえる限り、この時の同行の規模拡大は、必ずしも民間企業のそれとは同一のものではない。

国営富くじと関連した上述の代行業務に見られるように、フランス銀行の貢献は、国民を対象としている点に特徴がある。したがって、その業態の地理的範囲は、本店所在地である首都パリに限定されず、地方にも及んでいる。20 世紀転換期には、同行の支店数はおよそ 100 にも及び、支店の下部組織を含めるならば、数えきれないほどの代理店が存在することになるが、創立時の時点で、地方への貢献が求められていたことを、次の事実から知ることができる。

報告書によると、フランス銀行の「業務は、地方に拡大されなければならないことから、(同行の) 理事会 (Conseil général) は、フランスが友好関係を維持する外国の主要地点において、また、共和国の地方において、コルレス先 (correspondants) を選出することに専心しなければならなかつ

5 *Assemblée générale. op. cit.*, 1800, pp.9-28.

6 *Ibid.*, 1801, p.13.

7 *Ibid.*, p.11.

た」とされる⁸。そのため理事会は、「最も信頼ある商会」をコルレス先として適格と見なし、他方でコルレス先は、各自の手形取立金額の大きさに応じて、同行の株主となることが求められた。ここでも、株主総会の構成に、私的人格のみならず公的人格を見出すことができる。

以上に基づきつつ報告書は、フランス銀行を、他国の発券銀行との比較において、「本質的に商業的性質、あるいは、本質的に政府機関としての性質、あるいは混合的な性質を有する」機関と見なし、具体的に次のような特徴を整理し示している⁹。

まず、商業的性質の定義については、この場合の発券銀行が、商人、都市、あるいは国家の所有対象となっていることを意味しているとされる。次に、政府機関としての性格は、スペイン銀行、オーストリア銀行、ナポリ銀行、トリノ銀行のように、株主総会の運営に国家が「無意味な介入」をもたらしめている機関において顕著であると見なされている。最後に、混合的性質を有する機関としては、イングランド銀行のように、政府と株主が等しい影響力を有している発券銀行が挙げられている。しかしフランス銀行は、これらの性質のいずれにも限定されないものと見なされている。つまり、商業的性質と政府機関としての性質、そして混合的性質すべてを、同行が有していると見なされている。たとえば、政府機関としての性格を念頭に置いた場合、「その設立は個人に委ねられていることから自由であり、その定款によって独立機関であり、政府との私的契約あるいは立法措置が同行に課すことがありえた諸条件とは無縁である同行は、一般的な諸法の保護と、株主の集約的意思の下にのみ存在している」とされる。しかし、「政府と同行の関係は、広範な領域にまたがるのが可能となっている」。

1800年時点におけるフランス銀行と政府の関係については、報告書上では、同行が、県徴税官の債券（obligations）の割引を行ったこと、個人用当座勘定を開設する一方で、政府用の勘定を、保有国債の受取りのために開設していること、政府から取立手形を受け取り、その受取金が、国庫の振替（mandats）に充当されることが予定されていること、などが挙げられている¹⁰。なお、同行と国庫との関係については、稿を改めて論ずることとするが、同年の報告書には、両者の関係と関わる業務が、「より高度な重要性、より一般的な利益、公信用により直接的な影響を持つ」ものとして見なされ、パリと地方各県において、国庫の指図に基づいて、国債と年金の支払いを同行が行うことが、協定により定められたことが記されている¹¹。

2 配当と内部留保

次に、私企業としての性格を念頭に置くならば、フランス銀行は、株式銀行としての性格を持ちつつも、純粋な形でのそれとは大きく異なる側面が見えてくる。まず、報告書によると、株主は、「得られた全利益の（配当金としての）配分よりも、現状の収益と将来に留保される慎重さとの間で行われる配分を重視した」とされる¹²。また、株主は、「危険な事業でしか見出されない多額の利益

8 *Assemblée générale. op. cit.*, 1800, p.12.

9 *Ibid.*, p.16.

10 *Ibid.*, p.18.

11 *Ibid.*, 1802, p.11.

12 *Ibid.*, 1801, p.27.

を探し求めることはほとんどなく、「確実な安全性」を重視したとされる。そのため、好景気下においては、内部留保 (fonds de réserve) の形成が積極的に行われるべきことが主張されている。

1801 年に大幅な増資が行われた際、報告書は、フランス銀行の公的機能について次のように再確認することで、増資の目的を示している。

「同行の繁栄は、経済 (commerce) のそれに起因している。同行の全ての考えや業務は、公信用の改善や経済の繁栄と異なる目的を決して有していなかった。同行の独立性を侵すことなく、また、株主の周知の利益を害することなく、同行をしてこの目的に達せしめうる全ての機会を捉えることは、同行の義務であった。」¹³

報告書ではまた、次のように同行の公的機能が具体化されている。

「フランス銀行は、商取引を促進するために設立されたが、それは、正貨を象徴する代替物を増加させることによってであり、また、利子率の低下をもたらす視点においてである。同行は第一の目的を果たした。もし、第二のそれを、同行が依然として達成していないとしたら、同行が、多大な改善、そして、困難な状況と両立する全ての改善をもたらしていないことは、否定しえない。」¹⁴

以上のような考えは、実際の財務にも反映されている。当時のフランス銀行の財務諸表の作成法は、現代のそれに必ずしも合致するわけではなく、したがって、現代の用語を当時のその訳に当てはめることはできないことに留意する必要がある。まず、報告書に記載された 1800 年における収入 (recette) は 1,326,681 フラン、支出 (dépense) は、577,668 フランに上り、その差額である当期利益 (bénéfice) は、749,013 フランに上る¹⁵。このうち、同行職員への臨時支給などを除いた 721,050 フランが、配当金と内部留保の対象となっている。配当金は、1 株当たり 50 フランとされ、これに株式総数 7,590 を乗ずるならば、配当金総額は 379,500 フランに上る。他方、内部留保は、1 株当たり 45 フランとされ、総額は 341,550 フランに上る。したがって、詳細な分析のためには、他の株式銀行との比較が必要となるが、両者の比率 (10 : 9) から判断する限り、内部留保への優先度は非常に高かったと見なすことができる。なお、当該内部留保は、同行の資本金には充当されない性質のものとされている。

ただし、配当金と内部留保の金額は、必ずしも一定していない。共和暦 9 年 (1800 年から 1801 年にかけて) の上半期には、1 株当たり 5%あるいは 50 フランの配当が行われた一方で、内部留保は、1 株当たり 50%あるいは 5 フランとされている¹⁶。同年の下半期においては、配当金は同額である一方で、内部留保は倍増したとされている。同年の配当金と内部留保の総額については、報告

13 *Ibid.*, 1802, p.11.

14 *Ibid.*, p.17.

15 *Ibid.*, 1800, p.25.

16 *Ibid.*, 1801, p.26.

書では明示されていない。増資が行われた共和暦 10 年(1801 年から 1802 年にかけて)については、上半期において、1 株当たり 44 フラン(以下、サンチーム以下は四捨五入)、下半期については、52 フランの配当が行われている¹⁷。1 株当たりの配当金に 30,000 株を乗じることで得られる配当金総額は、上半期においては、1,320,000 フラン、下半期において 1,560,000 フランとなる。内部留保については直接明示されていないが、上半期と下半期の当期利益が、それぞれ 1,291,837 フラン、1,561,172 フランに上ることから、この年には、内部留保はなされていなかったと見ることができる。その後、再び内部留保は増加し、共和暦 12 年(1803 年から 1804 年にかけて)の配当金総額は 2,787,120 フラン、内部留保は 1,398,817 フランに上っている¹⁸。また、この年の当期利益は 4,185,937 フランに上ることから、内部留保率はおよそ 33% に上っている。

創立時のフランス銀行の内部留保には、次の事実から、特殊な意味合いが付されていたと見なすことができる。共和暦 11 年(1802 年から 1803 年にかけて)には、上半期の当期利益 1,758,490 フランに対し、配当金総額は、1,758,300 フランに上り、下半期の当期利益 1,761,509 フランのうち、配当金総額は、1,761,300 フランに上るが、この年には、91,830 フランの内部留保が行われ、また、内部留保の積み立てより、1803 年 4 月 14 日法に従い、156,000 フランの 5% コンソル債の購入が行われたことが報告されている。なお、同法第 8 条には、「年配当を超える利益は、内部留保に当てられ」、「内部留保は 5% コンソル債に充てられる」、そして、コンソル債が「第二の配当をもたらす」ことが規定されている¹⁹。その目的は、監査報告書によると次のように示されている。

「しかしながら、この措置によって、証券取引所の動向を、日常的に扇動し活発化させる国債(5% コンソル債)を内部留保によって購入することにより、その同額分だけ(コンソル債を)減少させることで、同行は償還金庫と協同して、投機家による国債価格の引き下げ圧力に対して、その価格を維持することになるだろう。」²⁰

後述するように、同時期にフランス銀行が積極的な与信業務に乗り出したことを合わせて考えるならば、同行の内部留保は、国債を通じた市場のコントロール機能を、早い段階で有していたと見なすことができる。内部留保を通じたコンソル債への投資累積額は、1805 年 10 月には、5,390,258 フランに上っている。

フランス銀行の多面的な性格は、配当金・内部留保に関する措置のみならず、実際の業務方針においても見られる。すなわち報告書によると、理事会は、商業的性格の業務と、銀行券の持参人、当座勘定の名義人、株主などの、一種のステークホルダーの利害との間で、「折り合いをつけなければならなかった」。さらに、「現金」(espèces)、つまり地金通貨と銀行券流通額との間で維持されるべき割合もまた、理事会の念頭に置かれるべき事柄とされている。

17 *Ibid.*, 1802, p.15.

18 *Ibid.*, 1804, pp.20-21.

19 *Lois et statuts qui régissent la Banque de France*, Imprimerie Paul Dupont, 1931, pp.17-18.

20 *Assemblée générale. op. cit.*, 1803, p.28..

3 監査報告

報告書には毎年、監査報告書が付帯されている。監査報告書もまた、私企業におけるそれとは性格を異にしている。設立時の監査報告書の冒頭では、ジョン・ローの銀行・通貨制度によるインフレの経験が、繰り返されるべきでないものとして想起されている²¹。反インフレの姿勢は、その後、同行の歴史において頻繁に見られることになる。

監査報告書では、当然ながら、フランス銀行の割引手形に関しても言及されている。しかしここでは、経営の効率性のみならず、同行に固有の性格が言及されている。すなわち、「割引の無節操な要求を回避する」ことや、割引手形の質、手形振出しの基となる事業の質、そして手形一般の質が重視されている。また、「時として我々（監査役）は、割引に持ち込まれ、受け入れた手形金額の総額に恐れをなした」という発言は、手形割引の総額についても、抑制的な措置が採られていたことをうかがわせる。抑制措置は、ここでは、利潤の最大化に対してのみならず、「商業に与えられる支援」に対してもなされるべきものと考えられている。

監査役が重視する抑制的な与信業務は、上記の理事会で見られたような同行の発券機能のあり方に関する方針と類似している。

「同行は、疑いなく自身の影響を有用である全ての事物にもたらし、収益性を有する全ての企業を援助し、全般的な繁栄に貢献する全ての事物を促進しなければならない。たしかに、このようなプロセスは、非常に広範な性質のものではあるが、もし、そこから逸脱し、同行が過剰な紙幣発行の危険を冒すならば、同行の介入は、恩恵をもたらすというよりは、むしろ有害となる。というのは、同行の流通紙幣の金額が、紙幣が必要ではない場合にパリの事業動向に必要な正貨の金額を超えるやいなや、（紙幣の）過剰な発行額全てが、（銀貨である）エキュとの交換のために、同行へと絶えず流入するからである。（下線は筆者）」²²

上記の引用文中からは、後にイギリスで行われることになる地金論争における地金主義との類似性ないし親和性が読み取れる。しかし、監査役がフランス銀行に見出している機能は、このような性質に留まらない。すなわち、下記に見られるように、国内における利子率の一般的水準の引き下げが、同行の重要な役割として意識されている。

「しかしながら、同行の銀行券が知られておらず、且つ利子率が極端には高率ではないフランスの他の都市に言及されることがある。しかしそれは、大規模な事業、すなわち、多額の融資を必要とする事業が、そこでは、状況に応じて制約されているからであり、また、（高利の）2分の1の利子率で（手形を）割り引くフランス銀行が、手形割引料の大規模な上昇と、その無秩序な変動を防ぐ制御装置であるからである。

（パリから）遠方に所在する多くの投機家は、そこで（パリにおいて）、自身のコルレス先を介し

21 *Ibid.*, 1801, p.24.

22 *Ibid.*, 1805, p.21.

て、自身のパリ払手形を、正貨と交換する。そして、こうして得られた資金を、(地方に所在する) 彼らの下に移転させることにより、彼らはそこで(地方において) 資金を他の手形に投じるのだが、それは、並みの利子率、且つ、彼らが容易かつしばしば定期的に得られる利益を得るには十分に有利な利子率によってである。

かくして、パリにおいて非常に有益である同行はまた、有用且つ、評価が高いというよりは極めて貴重な影響を大多数の地方にもたらすのである。」²³

4 二重の意思決定機構の意義—理事会と総裁・副総裁—

フランス銀行の意思決定機構は、株式銀行としての固有の株主総会と、株主総会によって選出される理事会を有する一方、理事会の長たる総裁、そして副総裁は、国家の任命に服するという公私両面の二重構造をなしている。同行の監査役は、双方の意思決定機構について次のように定義している。

「... (中略) 同行の資本金は常に、自身の株主の所有である。そして、彼らは、自身の代表を通じて、継続して理事会を構成する理事と監査役を任命している。当該理事会は、株主の利益を保持する全ての権限を備えている。理事会は、全ての業務について審議し、... (中略) 同行の運営に導入される改革は、革命暦 11 年ジェルミナル 24 日法によって、同行の事業の一般的な方針が委任される (同行の) 中央委員会に代替する形で設けられていた総裁と 2 名の副総裁に限定されることになるだろう。改革はまた、法律に対してより一層依拠し、且つ私的利害の影響からはより一層切り離され、そして、同行をしてその目的に誘導せしめることに専心する一般的秩序に、より合致した執行部 (*gouvernement*) を持つことに限定されている。この目的というのは、同行が、一般的信用を構成する全ての信用機関の中心となるというものである。... (略)」²⁴

フランス銀行の意思決定プロセスにおける主導権のありかを検討した権上康男氏の研究によると²⁵、1870 年から 1935 年までの同行の統治機構は、株主総会が選出する理事会 (「一般評議会」と一致しており、この時期における中心的な行為者は、株主を代表する理事 (「執政」とされている。また同氏によると、同行の定款は、「総裁・副総裁に特別な権限を賦与して」おらず、「同行が政府と協定を結ぶ際に署名をするのは総裁ではなく、一般評議会の構成員全員であった」とされており、フランス銀行の公的性格は、一般的な言説の範疇内に留められている。しかし、これらは必ずしも正しくはない。上記に見られるように、総裁・副総裁は、中央委員会に代わり、「事業の一般的な方針が委任され」たポストであり、且つ公的機能を担った執行部としての役割を期待されているからであり、また、理事会の決定事項を単に執行する機関ではないことが、報告書でも明言されているからである²⁶。また、その後の同行の歴史では、「総裁府」(*gouvernement de la Banque*) として組織されることになる当該執行部の一員としての総裁は、しばしば財務大臣と折衝を行い、総

23 *Ibid.*, 1805, p.22.

24 *Ibid.*, 1805, pp.30-31.

25 権上、前掲論文。

26 *Assemblée générale. op. cit.*, 1814.

裁名義で、対国家融資をはじめ、様々な協定を結んでいる。

理事会もまた、純粋な形で株主の私的利益のみを代表していたわけではない。上述のように、フランス銀行の内部留保は公的機能を有しており、また、理事会は下記に見られるように、一般的利子率の引き下げについて、政府の意向に沿った方針を遂行しているからである。

「1806年10月17日、割引（率）は5%であり、この割引率は既に、有利な変化をもたらした。先の8月5日、割引率は4%に引き下げられた。

同行の状況により、この華々しい改革が可能となった。この改革は、より一層事業を促進することで、我々の割引手形に、最良且つ、量的にもより多くの手形をもたらしている。

理事会はこの措置により、利子率の引き下げに関する政府の意図に協力するという多大な充足感を得た。

あまりにも長い間、資金の高価格は、公的モラルを侵害し、危険な投機を生み出し、農業を虐げ、工業には害をもたらし、そして、低率にしか耐えられない商業のために、資本家が資金を貸し付けることを妨げ、また、彼らが手工業（manufactures）において利益を有することを妨げていたのである。」²⁷

以上に見られるように、フランス銀行の創立時点において既に、株主総会から選出される理事会は、公的機能を有する内部留保政策を遂行していたのみならず、上述のような地方への貢献を、一般的利子率の引き下げという形で、政府の意向に沿う政策を遂行していたと見なすことができる。

5 市場救済機能

フランス銀行は、常に抑制的な与信業務を行っていたわけではなく、市場の救済に積極的に乗り出したことで知られる。現代の中央銀行機能として知られる金融逼迫時の「最後の貸し手」機能は、同行が発券銀行であった時期より、既に頻繁に見られる。Y.ルクレール氏（Yves Leclercq）は、1818年以降に同行がこの機能を果たした事実を明らかにしているが²⁸、報告書上では、同行は設立時点において既に、積極的に市場救済に動いている。報告書には、恐慌下における同行による次のような救済融資が記録されている。

「14,000,000フラン以上の例外的な払い戻しをもたらした前例のない危機を（フランス銀行が）経験し、510,000,000フラン以上の手形割引を経済界に行った後、また、30,560,000,000フランの受け払いを記録した後、同行の不渡り手形は、66,000フランに上っている。」²⁹

恐慌に見舞われたこの年の手形割引額に対して、前年は205,614,652フランに留まっていること

27 *Ibid.*, 1807, p.16.

28 Leclercq (Yves), *La banque supérieure. La Banque de France de 1800 à 1914*, Éditions classiques Garnier, 2010, pp.265-298.

29 *Assemblée générale. op. cit.*, 1803, p.13.

から、フランス銀行は、前年の2倍以上の手形割引によって、恐慌に対応したことになる。創立時に与えられていた同行の公的性格は、「最後の貸し手」機能を、早い段階で同行の義務の中に含めるものであったと見なすことができる。なお、報告書では、上記の「払い戻し」(remboursements)の詳細に関する言及はないが、預金銀行としてよりも発券銀行としての性格を同行が有していた事情を考慮するならば、一般的な取付騒ぎではなく、兌換請求が、同行に多く押し寄せていたことを示していると考えられる。

おわりに

フランス銀行の基本定款上の業務は、3か月を支払期間とし、十分な支払い能力を有する3名署名を伴った商業手形の割引である。しかし実際には、こうした規定から逸脱する形で、銀行家を介さない一般の商・工・農業者との直接割引、金融手形の割引、手形の更新なども、早い段階で行われていた³⁰。同行のこうした柔軟性は、R. キャメロンが指摘するような「商・工・農業者から遊離した、硬直的な信用政策を特徴とする、営業基盤の狭い寡頭的な発券銀行＝再割引銀行」としてのフランス銀行像のアンチテーゼとして位置づけられている。しかし、これまでに見てきた報告書の文言に従うならば、同行の柔軟性は、前者の立場における一方向的な性質のものではなく、後者の銀行像もまた、真実であったことを示していると考えることができる。そしてそれは、同行の株式銀行機能に内在する公的性格に起因していたと言える。

しかし、こうした性格を実態に即して明らかにするためには、フランス銀行のパフォーマンスを、他の民間信用機関との比較において詳細に検討し、また、内部留保の性質をも、フランス銀行の未刊行の内部史料に即して明らかにしていく必要がある。先行研究で明らかにされているような、19世紀後半以降において同行が、ペレーール兄弟との競争の中で慎重な信用政策を強調し、また、その後同行が他の民間信用機関との競争に大きく出遅れていた事実の背景には、創立時より同行が内包していた公的性格に起因していた可能性があるからである。

他方、フランス銀行が現代における中央銀行とは異なり、近代においては株式銀行機能を有しながらも、そこに、現代の中央銀行に比肩しうる市場救済機能を含めた公的性格を有していたという点は、同行が非歴史的な存在であったことを示すわけではなく、同行の公的性格が、国民国家の形成史と深く関わっていたことを示している。

30 権上康男『フランス資本主義と中央銀行—フランス銀行近代化の歴史—』東京大学出版会、1999年、1-28頁。